

アライグマにお困りの方へ わなを貸します！



柔軟な防除を実施するために、
被害を受けている方を対象にわなを貸し出すものです。
農業者の方に限らず貸し出しを受けることができます。

※わなの台数に限りがあるため、貸し出しへ順番待ちとなる
ことがあります。

申込～登録まで
スマホで完結！

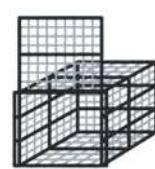


講習会は
いつでも受講可！



自宅で動画視聴

わなの貸出料は
かかりません！



詳細は裏面へ



以下の行為は法律違反です

- ・無許可の「捕獲」、「殺処分」、「生きた個体の移動・運搬」
- ・虐待行為

※浜松市アライグマ捕獲従事者に登録すると「アライグマの捕獲」のみ実施可能となります



浜松市環境部環境政策課
浜松市中央区鴨江三丁目1-10
TEL : 053-453-6149 発行：令和8年1月6日

アライグマ捕獲従事者に
関するお問合せはこち
(Logoフォーム) →→



捕獲までの流れ ◎スマホだけで申込～登録まで行えます◎

被害発生（農業・家庭菜園・敷地侵入）

申込フォーム



＼スマホで／

① 講習会の申込

▼ 右上申込フォームから申請してください。
環境政策課が受付処理を行った後に講習会のご案内をいたします。

② 講習会を動画で受講

▼ 登録メールアドレス宛に講習会の動画へのリンクを送付します。
ご都合の良い時間にご視聴ください。

③ 動画を見たら、登録

▼ 講習会の動画の最後と概要欄に捕獲従事者への登録のためのリンクを掲載します。リンク先に必要な情報を入力してください。

④ 登録証発行 ・わな貸出

▼ 登録証の発行が完了したら登録メールアドレスに連絡します。
わなは環境政策課が指示する場所まで受取りに来てください。

！ 登録した人以外はわなを取扱いできません。

⑤ 捕獲

- ！ 餌はご自身で準備してください。
- ！ わな設置中は1日1回見回りしてください。
- ！ わなは捕獲従事者が所有・管理する土地、
または許可を受けた土地のみにしか設置できません。
- ！ 公共の水路、河川、道路、空地等には設置できません。
- ！ アライグマ以外の動物は捕まえられません。

⑥ 捕獲したら報告・回収

▼ 捕獲したら環境政策課に報告してください(市の委託業者が回収に伺います)。

⑦ わな洗浄 ・返却

注意 ! 活動中の事故、ケガについては自己責任とします。

！ 捕獲したことに対する報奨金・インセンティブはありません。